

共同利用と共同事業

設立事業所との共同利用

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。

ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。当健康保険組合では、各種保健事業を設立事業所（ダイダン株式会社および関係会社）と共同実施し、個人データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. 当健康保険組合と設立事業所との個人データの共同利用

当健康保険組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、設立事業所とともに、保健事業を共同実施し、個人データを共同利用いたします。

2. 共同利用する個人データ項目

当健康保険組合個人情報保護管理規定 別表1に掲げるもののうち、以下の項目です。

被保険者適用情報、被保険者レセプト情報、被保険者健康診断情報

被扶養者適用情報、被扶養者レセプト情報、被扶養者健康診断情報

3. 共同利用する者の範囲

設立事業所の担当部門および当健康保険組合役職員

4. 共同利用する者の利用目的

設立事業所の担当部門においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的なデータの利用方法は次の通りです。担当部門にデータを保存し、設立事業所の産業医および保健師による健康相談、健康指導を実施します。

当健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、設立事業所の担当部門とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的なデータの利用方法は次の通りです。当健康保険組合のコンピュータにデータを保存し、当健康保険組合の委託事業者、設立事業所所属の産業医および保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育（生活習慣改善指導）を行います。

5. 個人データの管理責任者

個人データの管理責任者は、当健康保険組合の常務理事と、設立事業所の担当部門の責任者です。

健康保険組合連合会との共同事業

健康保険組合が他の事業者と共同事業を行う場合、個人情報保護法では事業内容を明確にし、あらかじめ加入者本人に通知するか継続的に公表することが定められています。

当健康保険組合が実施している共同事業は、健康保険組合連合会（以下、健保連といいます）と行う「高額医療給付に関する交付金交付事業」で、事業内容については以下の通りです。

健康保険法附則第 2 条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合、その費用の一部が健保連から交付されるものです。その事業の申請のために、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含みます。以下「レセプト」といいます）については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピーと、当該レセプトの患者氏名、性別、本人・家族の別、入院・外来の別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連の高額医療グループに提出します。

この事業で個人データを取り扱うのは、当健康保険組合は給付担当者と常務理事、健保連では高額医療グループ職員、データ処理委託業者（公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社）です。

個人データの管理責任者は、当健康保険組合の常務理事と、健保連の高額医療グループのグループマネージャーです。なお、健保連ではレセプトコピーについては 1 年程度保存し、その後イメージデータにしたものを 4 年程度保存します。